⑺　電子調達システム（ＧＥＰＳ）の利用
１）電子調達システムによる入札参加を希望する場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。
２）電子調達システムによりがたい場合は、証明書等及び性能等証明書とともに紙入札方式参加願を提出すること。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和01・02・03年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ、Ｃ又はＤ等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
なお、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき⑵の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者は除く。）でないこと。
⑷　証明書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、関東地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
⑸　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑹　支出負担行為担当官から入札説明書の交付を受けた者であること、又は電子調達システムよりダウンロードした者であること。
⑺　当該機械の納入実績が過去に１台以上あること。なお、当該機械とは乗用車にＬＥＤ標識装置を搭載している車両とし、規格は問わない。

3　証明書等及び性能等証明書、入札書の提出場所等
⑴　電子調達システムのＵＲＬ、証明書等及び性能等証明書、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　政府電子調達システム　https://www.geps.go.jp/
〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２－１　関東地方整備局総務部契約課購買第一係　多田羅敦未　電話048―601―3151 内線2629
⑵　紙入札方式による証明書等及び性能等証明書、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先　上記⑴の問い合わせ先に同じ
⑶　入札説明書の交付期間、交付場所及び交付方法
１）入札説明書を電子調達システムにより交付する。交付期間は令和２年３月30日から令和２年５月26日までとする。
２）やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない入札参加希望者は、３⑴の問い合わせ先に申し出ること。受付期間は令和２年３月30日から令和２年５月25日までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。））を除く毎日、９時15分から18時00分まで（最終日は16時まで）とする。
⑷　電子調達システムによる証明書等及び性能等証明書の提出期限、紙入札による証明書等及び性能等証明書の提出期限　令和２年５月11日13時00分
⑸　電子調達システムによる入札書の提出期限、紙入札による入札書の提出期限　令和２年５月25日16時00分
⑹　開札の日時及び場所　令和２年５月26日15時30分　さいたま新都心合同庁舎２号館　国土交通省関東地方整備局入札室
なお、これらの日時までに令和２年度予算の執行が可能とならない場合には、別途連絡する日時とする。

4　その他
⑴　契約手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。
⑶　入札者に要求される事項
１）電子調達システムにより参加を希望する者は、証明書等及び性能等証明書を上記３⑷の提出期限までに、上記３⑴に示すＵＲＬに提出しなければならない。
２）紙入札方式により参加を希望する者は、必要な証明書等及び性能等証明書を３⑷の提出期限までに、３⑵に示す場所に持参又は書留郵便等（書留郵便及び「民間事業者による信書の送達に関する法律」（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便のうち、引き受け及び配達記録をした信書便をいう。）により提出しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者のした入札、証明書等に虚偽の記載をした者のした入札、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。（入札説明書、関東地方整備局競争契約入札心得、関東地方整備局随意契約見積心得、一般競争入札（電子調達システム）に際しての注意事項参照）
⑸　契約書の作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち、価格と価格以外の要素を総合的に評価して得られる数値の最も高いものを落札者とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : ISHIHARA Yasuhiro Director-General of Kanto Regional Development Bureau
⑵　Classification of the products to be procured : 17
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Patrol car (gasoline engine, 4×4) 16 set
⑷　Delivery period : 26 February, 2021
⑸　Delivery place : Tonegawa Jyoryu River Office and 9 Offices
⑹　acquire the electric certificate in case of using the Electric Bidding system
https://www.geps.go.jp/
⑺　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
１）not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.
２）have Grade A, B, C or D on “selling of products” in Kanto Koushinetu Area in terms of qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021
３）not be under suspension of nomination by Director-General of Kanto Regional Development Bureau from Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification to Bid Opening.
４）not be the Building constructor that a gangster influences management substantially or the person who has exclusion request from Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism is continuing state concerned.
５）The person who obtained a bid manual from the person of ordering directly.
６）The person who has delivered one or more such machines in the past. In addition, the machine is a vehicles equipped with LED sign device on passenger cars, and the standard can be anything.
⑻　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for qualification : 13 : 00　11 May, 2020
⑼　Time-limit for tender : 16 : 00　25 May, 2020
⑽　Contact point for the notice : TATARA Atsumi No. 1 Purchase Section, Contract Division, General Affairs Department, Kanto Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―1 Shintoshin Chuo-Ku, Saitama-Shi, Saitama, 330―9724 Japan, TEL 048―601―3151 ex. 2629